

曲 農 業 委 員 会 だ よ り

発行・編集/上士幌町農業委員会

発行日/令和元年8月23日

第46号



《R元. 8. 2 撮影 小豆畑》

全国農業新聞を
購読しましょう!



毎週金曜発行
月 700円

●お申込みは、お近くの農業委員または
農業委員会事務局へ

紙面あんない

- ★ 農業委員永年勤続表彰 2
- ★ 農地転用は許可が必要 2
- ★ 農地の賃借料情報・農地パトロールとヤミ小作 3
- ★ 農業後継者対策推進協議会の本年の取り組み ... 4
- ★ 家族経営協定の締結を 4
- ★ 知って得する農業者年金 5
- ★ 農地法に基づく下限面積要件 6
- ★ 活動日記・編集後記 6



山本弘一 農業委員

永年勤続者表彰受賞

平成三十一年三月一九日に開催された、一般社団法人北海道農業会議第八六回総会において、平成三〇年度の農業委員永年勤続者表彰を全道でただ一人受賞いたしました。

農業会議の総会には、定例町議会の開会中であることから、表彰式に出席できませんでしたが、早坂晴雄会長が代理で受賞してきました。

坂会長より農業委員永年勤続表彰を伝達しました。

この永年勤続表彰は、永年に渡り、農業委員として農地関係法の適正な事務と地域農業の振興に努め、北海道農業の発展に寄与した者を表彰し、もって農業委員会の今後の発展を図っていくことを目的に表彰されるものです。

山本弘一委員は、平成二年七月に農業委員選挙により農業委員となつてから、その後、平成八年七月から平成一七年

まで三期九年農業委員会会長を務めた後、平成二七年五月から議会の推薦により再び農業委員となり、平成二九年七月から町長の任命により選出され現在まで通算一八年一〇カ月農業委員及び会長として

ご活躍頂きました。永年に渡り大変ありがとうございました。誠に交換分合事業の実施にご尽力いただきました。今後とも指導よろしくお願いたします。

農地転用は許可が必要です

まずは農業委員会相談

◆農地転用に関する法律

農地転用に関する法律には、農地法(農業委員会対応)と農振法(町農林課対応)の二つの法律があり、それぞれに申請し、許可を受ける必要があります。

◆農地転用って?

農地に農家住宅や農業用施設(牛舎・格納庫等)を建設するなど農地を農地以外の用途に使うことを「農地転用」といい、実施前に農業委員会の許可が必要です。転用面積によっては道や国の許可が必要となります。また、農振法による農業振興地域整備計画において

農業振興区域とされた農用地については、農地転用申請前に町農林課へ農業振興区域内の用途区分の除外又は変更の許可が必要となります。この許可がない場合は、農地転用許可にはなりません。まずは、町農林課において農業振興地域整備計画の状況を確認して下さい。

◆許可を受けずに転用したり、許可どおり転用しなかつたら
許可を受けないで無断で農地を転用した場合や転用に係る事業計画どおりに転用していない場合は、

農地法に違反することとなり工事の中止や現状回復等を命令される場合があります。(農地法第五一条)また、罰則の適用があります。

◆農地を転用できない施設とは?
農地法では、農業に資する施設(後継者住宅・農業用施設(格納庫・牛舎・堆肥場等))以外転用することはできません。特に農地に太陽光発電設備を設置することは、生産基盤である農地を減らすこととなるので、転用は許可されません。

太陽光発電設備の設置計画がある方は、農業委員会で農地か非農地かの確認をしてください。

転用に関するご相談・お問合せ
上士幌町農業委員会へ
☎01564-2-4298(直通)

農地パトロールと ヤミ小作

- 農地法の規定により毎年一回、町内全域の農地利用状況を調査することが義務付けられています。

この法律に基づき、毎年、農業委員会では全農業委員により農地パトロールを実施していますが、今年度についても10月にパトロールを行い、町内の農地が適正に管理されているか、無断転用がないか等の状況を調査する予定です。

- 農地法や農業経営基盤強化促進法などによらない農地の貸借、権利の移動、いわゆるヤミ小作は、貸し手と借り手の互いの承諾だけのため、法律による保護を受けない契約です。そのため、長期に渡り貸し借りしたり、世代交代する際にトラブルの原因となりかねません。

また、ヤミ小作されている農地の面積は、農業委員会の台帳には反映されませんので、正確な耕作面積を把握できなくなってしまう。

農地法違反にもなりますので、農地の賃貸借は、必ず法的な手続きをしましょう。

農地の賃借料情報

上士幌町内の農地の賃借料の情報については、農地法第52条(情報の提供等)の規定により、農業委員会から地域の賃借料の参考となる調査結果を公表することとなっています。

過去一年間の農地の賃貸借契約で締結(告示)された賃借料データを公表します。

平成30年1月から12月までの一年間に締結された賃借料水準(10アール当たり)は、次のとおりです。

農地の賃借料情報(平成30年)

【畑の部】

地域名	最高額	最低額	データ数
上士幌地区	10,000円	6,700円	34
北居辺地区	10,000円	10,000円	16
東居辺地区	10,000円	8,000円	34
北門地区	8,300円	2,000円	47
萩ヶ岡地区	9,500円	4,000円	20
豊岡地区	8,000円	8,000円	2

◆データ数は、集計に用いた筆数です。

◆金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

◆農業開発公社分のデータは除いています。

農地所有適格法人報告書の提出をお願いいたします

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)であって、農地を所有若しくは法人以外の農地をその法人の耕作、養畜の事業に利用している場合は、毎年、事業内容・構成員・役員の状況等法人の概要について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

農業委員会から既に依頼した報告書の様式を参考に必要事項を記載の上、必ず提出をお願いいたします。



【提出期限】 各法人の毎事業年度終了後3カ月以内

【提出先】 農業委員会事務局

【添付書類】 定款、社員名簿の写し(新規設立又は内容に変更がある場合)

《罰則規定》 農地法では、報告しない場合又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料に処することとされています。(農地法第68条)

農業後継者対策推進協議会の

本年度の取り組みについて

◆執行体制

各機関・団体の代表者で構成する「役員会」と事務担当者による「幹事会」、各地域において情報提供やお世話活動をいただく「推進員」(八名)により本年度も後継者対策を進めます。

◆協議会の財政

町と農協からの補助金(各一〇〇万円)で運営します。

◆主な事業内容

・各種交流会の開催

できるだけ多くの出会いの機会を設けるため、本州・道内女性との交流会をはじめとする各種交流会を開催し、JA青年部等が主体的に取り組む事業にも支援します。

・結婚祝い金の支給

農業後継者が結婚した場合に、費用の一部助成として、お祝い金を支給します。

・結婚仲介者への謝礼

農業後継者への結婚を仲介または、情報の提供により成婚に至った場合には、仲介謝礼金を支給します。

令和元年度の予定事業

北海道十勝農業青年との交流会

- ・期日/二月二二日(土)〜二四日(月)二泊三日
- ・会場/上士幌町・士幌町・音更町・鹿追町

上士幌町農業青年

婚活交流会(札幌交流会)

- ・期日/一二月六日(金)〜七日(土)一泊二日
- ・会場/札幌市

上士幌町農業青年

婚活交流会(帯広交流会)

- ・期日/一月一二日(日)
- ・会場/帯広市

自身の農業後継者の皆さんの参加をお待ちしています。

交流会について、詳しい内容を知りたい方は農業委員会

までご連絡をお願いします。
TEL 二一四二九八(直通)

家族経営協定の締結を

家族経営協定を結ぶ目的は何

日本の農業は、家族単位で農業を営む「家族経営」が大多数を占めています。

「家族経営」は、家族だからこそそのメリットも多くありますが、経営と生活の境目がはつきりせず、世帯員の役割や労働時間、報酬などの就業条件があいまいとなりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。

農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者によっても魅力的でやりがいのあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが大変重要です。

「家族経営協定」は、家族経営にたずさわる世帯員が意欲とやりがいを持って対等に経営に参画できる魅力的な農業

経営を目指すため、経営方針や役割分担、就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

協定を結ぶメリット

◎認定農業者制度

実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定がむすばれていることなどを要件に、女性農業者や後継者は「夫婦共同申請」や「親子共同申請」を行うことができます。

◎農業者年金

農業者の老後生活の安定に向けて、国民年金(基礎年金)の上乗せとして農業者年金制度が設けられています。ところが、同制度における加入者の性別間の割合は、男性が圧倒的に多いのが現状です。

農業者年金は、青色申告をしている認定農業者と家族経営協定を締結して、経営参画している女性(配偶者)、後継者が所定の要件を満たせば、基本となる保険料(二万円)のうち一定の割合の国庫助成(政策支援)を受けることができます。

◎農業改良資金等の融資

農業経営内において、女性や後継者が制度資金の貸付けを受けようとする場合、家族経営協定の締結に基づき、農業改良資金や農業近代化資金等の融資を女性や後継者が自分の名義で受けられます。

◎協定内容の見直し

既に締結している、家族経営協定書の内容の見直しや調定内容に変更等が生じた場合には、家族経営協定の再締結を行います。

◎家族経営協定の相談・協定書作成

農業委員会、事前相談から協定書作成までお手伝いいたします。

知^{って}得^{する}

農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。
※加入期間等により支払い額を下回る場合があります。

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です

① 年間60日以上農業に従事し、国民年金第一号被保険者(保険料免除者を除く)である60歳未満の方が加入
高齢農家世帯の家計費は、月額約23~24万円というデータがあります。

国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せとして農業者年金に加入しましょう。

② 農業者年金は、積立て方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円~6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。(脱退一時金は有りません。)

一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告している方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助(月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険控除の対象となります。
- 所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。(支払った保険料の15%~30%程度が節税)
- 保険料の運用益が非課税
- 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

運用益は非課税！

制度発足(平成14年~平成29年)以降16年間の運用利回りは、(2.89%)

積立方式・確定拠出型の年金です。運用益は非課税で年金の財源として積み上がります。

毎年度の年金試算の積立・運用状況は毎年6月末までにお知らせしています。これにより、自分の積み立てた額や運用益の状況がわかるようになっています。

■ 年金資産の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
修正総合利回(%)	-4.65	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
修正総合利回(%)	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.60	+3.26	+4.75
← 平均運用利回り 年率で+2.89% →								

農地の権利取得における 下限面積要件



～ 上士幌町は2畝 ～

□耕作を目的として農地の権利を取得する場合は、農地法に基づく許可が必要ですが、この許可の要件の一つとして下限面積要件（農地の取得後の経営面積が、原則として北海道では2畝以上必要）

□下限面積の基準については、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっています。

□上士幌町の下限面積は、2畝とし、別段の面積は設定しないことで決定しました。

これは、毎年、下限面積(特段の面積)の設定又は修正の必要性について農業委員会総会で審議し決定しているものです。

活動日記

《1月》

- 11日 農業委員会だより編集
- 15日 農地あっせん契約
- 25日 第10回農業委員会総会
- 26日～27日 A L L とかち札幌交流会
- 28日～29日 農業委員会活動強化研修会・全道農業者年金研究会

《2月》

- 12日 平成30年度北十勝一市三町農業委員会職員研修会
- 15日 十勝農委連会長・会長職務代理・事務局長会議
- 21日 こぶし会例会
- 22日 北十勝一市三町農業委員三役研修会
- 25日 第11回農業委員会総会

《3月》

- 5日 上士幌町農業経営対策推進協議会
- 19日 北海道農業会議第86回総会及び会長・事務局特別研修会
- 25日 第12回農業委員会総会
- 25日 農地委員会(農地あっせん)

《4月》

- 3日 農地委員会(農地あっせん)
- 10日 農地あっせん契約
- 11日 平成31年度受入協議会結成式
- 16日 十勝農業委員会連合会通常総会及び地区別会長・事務局長会議
- 17日 上士幌町農民同盟第72回定期総会
- 22日 農業後継者対策推進協議会総会
- 25日 第1回農業委員会総会
- 25日 農業者年金協議会代議員会

《5月》

- 20日～21日 農業者年金業務職員研修会
- 24日 第2回農業委員会総会
- 26日～28日 全国農業委員会会長大会・北海道選出国會議員要請集会

《6月》

- 8日 J A 上士幌町通常総会
- 8日 こぶし会総会
- 19日 第39回北海道農業者年金協議会総会
- 20日 北海道農業会議第87回総会
- 24日 農業委員会O B 会総会
- 25日 第3回農業委員会総会
- 25日 農地利用状況調査(全委員)
- 28日 上士幌町農業再生協議会通常総会

編集後記

◆本年度の春耕期は、好天に恵まれたことで播種作業等が順調に進みましたが、昨年冬の雪不足や四月から五月にかけての雨不足による乾燥のため、一部作物の初期生育に悪影響が出ていました。しかし、例年に比べて気温・日照時間ともに良好な状況が続いているため、六月の作物の生育調査では、全体的に平年を上回り順調に推移していました。その後、六月末から七月と低温や雨、日照不足と作物への影響も心配される状況となってきました。ようやく七月末から天候も回復し、小麦の収穫も順調に終了し、平年並みの収量を確保できたようです。これから台風の時期となりますが、今後の好天を期待して、豊穣の秋を迎えられるよう祈るばかりです。

◆収穫の季節となりましたが、農作業による事故や交通事故に十分注意しながら作業されませうようお願いいたします。

農業委員会だより編集委員会 編集委員長：大井 隆行 編集委員：菅原 研 大西 仁志

公開情報 上士幌町ホームページ (<http://www.kamishihoro.jp/>) 内【組織／農業委員会】よりご覧いただけます。